

(別紙)

国民健康保険税の課税額について (改定時期 令和8年4月1日～)

区分		改定税率(額)	現行税率(額)	税率等の差
医療保険分	所得割率	6.51%	6.90%	△ 0.39%
	均等割額	19,000円	20,000円	△ 1,000円
	平等割額	18,800円	20,100円	△ 1,300円
後期支援分	所得割率	2.90%	3.45%	△ 0.55%
	均等割額	8,100円	9,800円	△ 1,700円
	平等割額	7,900円	9,700円	△ 1,800円
介護保険分	所得割率	2.77%	2.60%	0.17%
	均等割額	7,000円	7,500円	△ 500円
	平等割額	6,500円	7,000円	△ 500円
子ども子育て分	所得割率	0.31%		0.31%
	均等割額	900円		900円
	18歳以上 均等割額	100円		100円
	平等割額	900円		900円
合計	所得割率	12.49%	12.95%	△ 0.46%
	均等割額	35,000円	37,300円	△ 2,300円
	18歳以上 均等割額	100円	0円	100円
	平等割額	34,100円	36,800円	△ 2,700円

葬祭費支給額について(改定時期 令和8年4月1日～)

	改定後支給額	現行支給額
葬祭費支給額	50,000円	30,000円